

地域と協同の研究センター第18回通常総会「総会記念シンポジウム」開催のご案内

日本の生協運動にいま何ができるか —日本国憲法と生協法に照らして—

- 日時 2018年5月26日（土）13:15～15:30
- 会場 コープあいち生協生活文化会館 4階会議室1
- 参加費 無料
- 申込み 第18回通常総会出欠票にて「事務局」までお申し込みください
※お弁当（有料）ご希望の方は5月23日（水）までにお申し込みください
- 進行（予定）

基調講演「生活協同組合運動と日本国憲法」—60分

講師：加藤善正（かとう・よしまさ）氏（岩手県生協連顧問）

※いわての生協の歩み、ユネスコ無形文化遺産、SDGsなどを交えて

意見交換 生活協同組合運動の可能性を考える—60分

(1) インタビュー紹介「生協法 日本国憲法 を実感するときは!？」

(2) パネラーコメント ※例（子ども食堂・学習支援関係者・予定）

(3) パネラーコメント ※例（医療・介護・福祉分野関係者・予定）

※パネラーのコメントと加藤善正氏、及び会場からの発言ですすすめます。

□□□講師プロフィール□□□



加藤善正（かとう・よしまさ）

昭和15年北海道生れ。35年岩手大学農学部林学科入学（中退）。42年岩手大学生協専務、45年盛岡市民生協専務、平成2年いわて生協専務、10年理事長、16年常任顧問、平成4～14年コープ東北サンネット理事長、昭和56年県生協連専務、平成10年会長理事、現在に至る。

平成10年県協同組合提携協幹副会長、平成11年いわてコメネット副会長、平成15年岩手農民大学副学長、16年地産地消県協同組合協議会会長

<写真およびプロフィールは農業協同組合新聞HPより>

□□□総会記念シンポジウム開催趣旨□□□

世界の協同組合の思想と実践は、ユネスコの無形文化遺産に登録され、SDGs 2030アジェンダでも持続可能な社会開発の担い手として期待されています。日本においても、日本国憲法(1946年公布)にもとづき消費生活協同組合法(1948年)が制定され、生活協同組合は憲法25条「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」を担う組織として、平和と民主主義を志向する社会と一体に発展してきました(※)。

今、日本社会は急激なグローバル化と新自由主義的な規制緩和、少子高齢化により、構造的な課題を抱えています。「不正や隠ぺい」が大企業だけでなく、国政や行政をも侵しており、さらに「立憲主義」を否定して、憲法解釈を変えてまで集団的自衛権を容認する「第9条改憲論」が登場しています。

こうした重要な時期にあたり、「地域と協同活動の持続的発展に寄与する(定款)」地域と協同の研究センターの総会企画として、地域社会にねざして、各界とのさまざまなネットワークを広げてきた岩手県の生協の歩みに学びつつ、日本国憲法を地域社会と国際平和に生かす(生活)協同組合運動のこれからの役割を考えあいます。

※消費生活協同組合法(目的)第一条 この法律は、国民の自発的な生活協同組織の発達を図り、もつて国民生活の安定と生活文化の向上を期することを目的とする。

お問い合わせ先】

特定非営利活動法人

地域と協同の研究センター(事務局)

担当:渡辺 勝弘(わたなべ かつひろ)

〒464-0824

名古屋市千種区稲舟通1-39

コープあいち生協生活文化会館3F

phone 052-781-8280

ファックス 052-781-8315

E-mail AEL03416@nifty.com